

エポス プラチナカード

海外・国内旅行傷害保険のご案内

2024年9月20日以降にご旅行のかた向け



2025年5月現在

1. 補償内容

1. 海外旅行の場合

- カード利用の有無に関わらず自動的に補償されます。
- 被保険者の範囲は本会員およびP.5の対象となるご家族となります。
- ご家族の補償内容はP.5参照

補償項目	傷	害	疾 病
	死亡・後遺障害※3	治 療 費 用	治 療 費 用
保険金額 (注1)	最高 1 億円	300 万円 (1 事故の限度額)	300 万円 (1 疾病の限度額)
保険金をお支払いする場合	被保険者が旅行期間(※1)中にケガ(※2)を負い、そのケガが原因で事故の発生日からその日を含めて180日以内に ①死亡した場合 ②身体に約款所定の後遺障害が発生した場合	被保険者が、旅行期間(※1)中にケガ(※2)を負い、そのケガが原因で、医師の治療を受けた場合	被保険者が、 1.旅行期間(※1)中または旅行期間終了後72時間以内に発病した病気が直接の原因で、旅行期間中または旅行期間終了後72時間以内に医師の治療を受けられた場合。ただし、旅行期間終了後に発病した病気については、その原因が旅行期間中に発生したものに限ります。 2.旅行期間中に感染した感染症がもとで、旅行期間中または旅行期間終了後その日を含めて30日以内に医師の治療を受けられた場合 [注]感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症および指定感染症(*)、ならびに顎口虫(がっこうちゅう)をいいます。 (*)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症、または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。
	①死亡した場合 傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いいたします。 [注]既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いてお支払いします。 ②後遺障害が発生した場合 後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 [注]傷害死亡保険金と後遺障害保険金は、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	1 回の事故・病気につき、事故の日(疾病の場合は医師の治療を開始した日)からその日を含めて180 日間に要した次の費用のうち現実に支出し、かつ引受保険会社が妥当と認めた金額を傷害・疾病治療費用保険金限度額の範囲内でお支払いします。 ①治療・入院関係費など ②入院または通院のための交通費 ③入院により必要となった国際通信費・身の回り品購入費(20 万円を限度とします。ただし、身の回り品購入費については5 万円限度)。 ④治療により必要となった旅行行程に復帰するためのまたは直接帰国するための交通費および宿泊費 (注1)日本国内で治療を受けられたとき、自己負担額として被保険者が医療機関に直接支払う費用をお支払いします。 (注2)海外で治療を受けられたとき、被保険者が医療機関に直接支払う費用をお支払いします。 (注3)日本国内で治療を受けられ、健康保険、労災、保険などから支払いがなされ、被保険者が直接支払わなくてもよい部分、また、海外においても同様の制度がある場合、その制度により被保険者が医療機関に直接支払うことが必要とされない部分はお支払いできません。 (注4)お支払いを立証する請求書および領収書の原本をご提出いただきます。	

- ※1 旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし、日本出国日から90日後の午後12時までを限度とします。
- ※2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。
- ※3 死亡保険金または後遺障害保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額(※1)の合計額が、最高支払上限額(※2)を超えると、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額(※1)を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額(※2)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額(※1)を限度にお支払いします。
(※1)他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。

2 (※2)それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。

エポスプラチナカードご加入日(カード発行日)の翌日以降に日本を出発される旅行が保険の対象となります。

個人賠償責任危険	携行品	救援者費用等
1 億円 (1 事故の限度額)	100 万円 (1 旅行中かつ保険期間中(*)の限度額)	200 万円 (保険期間中(*)の限度額)
被保険者が、旅行期間(※1)中に発生した偶然な事故により、他人にケガ(※2)をさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 [注] 他人の財物を被保険者が所有、使用または管理下中のものについては保険金をお支払いできません。ただし次のものは保険金お支払いの対象となります。 ・レンタル業者より被保険者が直接借用した旅行用品または生活用品 ・ホテルの客室および客室内の動産(客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含む。) ・被保険者が滞在する居住施設内の部屋および部屋内の動産(ただし、建物、マンションの戸室全体を貸借している場合を除く。) など	旅行期間(※1)中に携行品(被保険者の所有する日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産をいいます。なお、旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 (注) 現金、小切手、クレジットカード、コンタクト・レンズ、各種書類稿本、設計書、図案、帳簿、運転免許証、商品もしくは製品等または業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等その他これに準ずる物などは対象となりません。	海外旅行中に ① 急激かつ偶然な外来の事故により遭難(行方不明を含みます)された場合。ただし被保険者の生死が確認できた後に発生した費用は対象になりません。 ② 傷害により、事故の日からその日を含めて180 日以内に死亡または7 日以上継続して入院された場合。 ③ 病気により死亡された場合。 ④ 発病した病気がもとで旅行終了後その日を含めて30 日以内に死亡された場合。ただし旅行中に医師の治療を開始および継続して受けていた場合に限りま。 ⑤ 発病し医師の治療を受け7 日以上継続して入院された場合。
1 回の事故につき個人賠償責任危険保険金額を限度に法律上の損害賠償責任の額をお支払いします。また、争訟費用、損害の発生または拡大の防止のために要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いします。 [注] 示談の相手方および損害賠償金の額の決定には、事前に引受保険会社の承諾を必要とします。	1 回の事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)をご自身で負担していただきます。携行品1 個(1 組または1 対)あたり10万円(乗車券等は合計5万円)を限度とし、損害額を支払います。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間(*)中の限度とします。 [注] 損害額とは、修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料を、パスポートについては5 万円を限度に再発給費用(現地で負担した場合に限る。交通費、宿泊費を含みますが査証料は含みません。)をいいます。	保険契約者、救援対象者および救援対象者の親族の方が支出した次の費用のうち妥当と認められる金額 ● 現地に赴く航空運賃等交通費(救援者3名分限度) ● 現地でのホテル等客室料(救援者3名分限度かつ1 名につき14日間限度) ● 死亡した救援対象者の現地からの移送費用 ● 救援対象者の死亡による現地での遺体処理費用(100 万円限度) ● 救援者渡航手続費および現地での諸雑費(20万円限度) ● 搜索救助費用 など

(*)エポスプラチナカードご加入日(会員がカード会社に登録された日)翌日の午前0時から1 年間の会員資格期間を指します。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険、普通保険約款および特約等に基づきます。

2. 国内旅行の場合

- 事前に旅費等をエポスプラチナカードでお支払いいただいた場合に補償されます。
- 被保険者の範囲は本会員および P.5 の対象となるご家族となります。
- ご家族の補償内容は P.5 参照

補償項目	公共交通乗用具 搭乗中 傷害事故	宿泊火災 傷害事故	募集型企画旅行 参加中 傷害事故
保険金額 (注1)	死亡・後遺障害保険金額 最高 1 億円 入院保険金日額(フランチイズ 7 日(注2)) 5,000 円 通院保険金日額(フランチイズ 7 日(注2)) 3,000 円 手術保険金 最高 20 万円		
保険金をお支払いする場合	被保険者がエポスプラチナカードにより公共交通乗用具搭乗券を予め購入し、公共交通乗用具(注3)に搭乗中、かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から 180 日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し、所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	被保険者がエポスプラチナカードにより予め宿泊料金を支払った宿泊施設に宿泊中に火災・破裂・爆発によって被ったケガが原因で ①事故の発生の日から 180 日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し、所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合	被保険者がエポスプラチナカードにより宿泊を伴う募集型企画旅行(注4)(注5)の料金を予め支払い、宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で ①事故の発生の日から 180 日以内に死亡された場合 ②事故の発生の日から 180 日以内に後遺障害が生じた場合 ③医師の指示に基づき入院された場合 ④ケガの治療のために入院し、所定の手術を受けた場合 ⑤通院により医師の治療を受けた場合
お支払いする保険金	①死亡された場合…被保険者の法定相続人に 1 億円 ★死亡保険金受取人指定はできません。 ②後遺障害が発生した場合…後遺障害の程度に応じて 3%～100% ③[入院保険金日額 × 入院日数] (ただし、事故の発生の日から 180 日以内の入院でかつ 180 日が支払の限度) ④手術の種類に応じて[所定の倍率(10 倍、20 倍、40 倍) × 入院保険金日額] (ただし、事故の発生の日から 180 日以内に手術を受けた場合で、1 回の事故につき 1 回の手術に限る) ⑤[通院保険金日額 × 通院日数] (ただし、事故の発生の日から 180 日以内の通院でかつ 90 日が支払の限度)		

注1) 死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金および通院保険金を支払うべき他のクレジットカード付帯保険契約がある場合において、それぞれのクレジットカード付帯保険契約の支払責任額(※1)の合計額が、最高支払上限額(※2)を超えるとき、引受保険会社は、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われていない場合はこの保険の支払責任額(※1)を、他のクレジットカード付帯保険契約から保険金が支払われた場合は最高支払上限額(※2)から支払われた保険金の合計額を差し引いた残額を、この保険契約の支払責任額(※1)を限度にお支払いします。

(※1) 他のクレジットカード付帯保険契約がないものとして算出した被保険者1名あたりの支払うべき保険金の額をいいます。

(※2) それぞれのクレジットカード付帯保険契約において規定された支払上限額のうち、最も高い額をいいます。

注2) 事故の発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

注3) 公共交通乗用具とは……航空法、鉄道事業法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶等をいいます。また、以下のものは公共交通乗用具のチケット料金となりません。
・電子マネーのチャージ代・デポジット代、プリペイドカード購入費、空港利用税、航空券の発券手数料、航空券の消費税、航空機の座席指定手数料、ラウンジ利用料、タクシー代 など。

注4) 募集型企画旅行とは……旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(旅行業法第12条の3の規定に基づく標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

注5) 宿泊を伴う募集型企画旅行の宿泊には、車中泊は含まれません。

※死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人となります。

※上記のケガを被ったとき既に存在していた身体障害や疾病の影響により、または当該事故と関係なく事後に発生した傷害や疾病の影響により、当該事故によるケガが重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額が支払われます。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、傷害保険普通保険約款および特約等に基づきます。

海外旅行・国内旅行傷害保険の家族特約

エポスプラチナカード本会員以外のご家族の方にも海外旅行・国内旅行傷害保険が付帯されております。

<対象となる家族の範囲>

エポスプラチナカード本会員と生計を共にする親族。※

※親族とは、6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族となります。ただし以下の条件を満たす方とします。

●旅行の目的を持って住居を出発した時点において、上記に該当する親族である事

(対象外となる例：旅行出発後出産されたお子様等)

●事故発生時、発病時または費用発生時において、上記に該当する親族である事

※家族特約の適用はエポスプラチナカード本会員と生計を共にしていることが前提となります。

※対象となるご家族の方には年齢制限がありません。

補償内容…海外	補償項目	保険金額(注1)
	傷 害 死 亡 ・ 後遺障害(注4)	最高 2,000 万円
	傷 害 治 療 費 用	200 万円(1 事故の限度額)
	疾 病 治 療 費 用	200 万円(1 疾病の限度額)
	個人賠償責任危険	1 億円(1 事故の限度額)
	携 行 品 損 害	100 万円(免責金額 3,000 円) (1 旅行中かつ保険期間中(注2)の限度額)
	救 援 者 費 用 等	200 万円(保険期間中(注2)の限度額)
補償内容…国内	補償項目	保険金額(注1)
	死 亡 ・ 後遺障害(注4)	最高 2,000 万円
	入 院 日 額	5,000 円(フランチャイズ7日(注3))
	通 院 日 額	3,000 円(フランチャイズ7日(注3))

注1) 被保険者が他のクレジットカードを所有している場合において、この保険契約に基づいてお支払いすべき保険金が被保険者1名あたり支払上限額を超えときは、引受保険会社は、法人カード(法人等がカード利用代金支払債務を負うもの)および法人カード以外のクレジットカードにおける支払上限額(※)の合計額を限度として保険金をお支払いします。

(※)それぞれの支払上限額が異なる場合には、その被保険者については、そのうち最も高い額とします。なお、上記「お支払いする保険金」の限度額は、それぞれのクレジットカード付帯保険契約について、法人カードまたは法人カード以外の特定クレジットカードの別により、それぞれ適用します。

[上記以外]

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※)の合計額が、上記の費用の額を超えときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※)

・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、上記の費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※)を限度とします。

(※)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

注2) カードご加入日(本会員がカード会社に登録された日)翌日の午前0時から1年間の会員資格期間を指します。

注3) 事故の発生の日から8日目以降、入院・通院の状態にある場合、1日目から保険金が支払われます。

注4) 後遺障害が発生した場合、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金の3%～100%をお支払いします。

※死亡保険金の受取人は被保険者の法定相続人となります。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、傷害保険普通保険約款および特約等に基づきます。

3. 遅延等費用特約

- 被保険者が航空便の遅延・欠航あるいは手荷物の配達遅延・紛失等により負担した一定の費用を補償するものです。
- 被保険者の範囲は本会員およびP.5の対象となるご家族となります。

海外旅行

補償項目	航空機遅延費用等補償特約		航空機寄託手荷物遅延等費用補償特約
	出発遅延・欠航・搭乗不能費用	乗継遅延費用	寄託手荷物遅延等費用
保険金額	2万円 (1回の遅延等の限度額)		10万円 (1回の遅延の限度額)
保険金をお支払いする場合	旅行期間(※1)中に、被保険者が搭乗予定の航空機について、次のいずれかの事由が生じ、出発予定時刻から4時間以内に代替となる航空機に搭乗できなかった場合 ●4時間以上の上の出発遅延 ●欠航・運休 ●搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ●搭乗した航空機に発生した着陸地変更	旅行期間(※1)中に、被保険者が航空機を乗り継ぐ場合において、到着機(※2)の遅延によって出発機に搭乗することができず、到着機(※2)の到着時刻から4時間以内に代替機に搭乗できなかった場合	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかったために、被保険者が予定していた目的地において費用を負担することによって損害を被ったとき。
お支払いする保険金	出発地において、出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代、宿泊施設の客室料、交通費、通信費など ※社会通念上妥当な費用で、通常負担する費用相当額となります	乗継地において、出発機の代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した食事代、宿泊施設の客室料、交通費、通信費など	①衣類購入費用 受託手荷物の中に、下着、寝間着など必要な衣類が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの衣類を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※普段着とは違った利用形態をとったものは不可 ②生活必需品購入費用 受託手荷物の中に、洗面用具、剃刀、くしなどの生活必需品(上記の衣類を除く)が含まれていた場合で、被保険者が当該目的地においてこれらの生活必需品を購入し、または貸与を受けたときの費用 ※メガネや時計・貴金属類などは対象外

※1 旅行期間とは、会員資格が有効な期間中に開始された旅行期間(海外旅行の目的で住居を出発してから住居に帰着するまでの間で、かつ日本出国日前日の午前0時から日本入国日翌日の午後12時(24時)までの間)中とします。ただし、日本出国日から3か月後の午後12時までを限度とします。

※2 到着機とは、航空機を乗り継ぐ場合において、乗継地に到着する被保険者の搭乗した航空機をいいます。

国内旅行

次のいずれかに該当した場合に、乗継遅延費用保険金(宿泊施設の客室料、食事代)、出発遅延費用等保険金(食事代)、寄託手荷物遅延費用保険金・寄託手荷物紛失費用保険金(衣類および生活必需品の購入費用)が保険金額を限度として支払われます。

- 航空便に搭乗する前に被保険者がその料金をエポスプラチナカードで支払った場合
- 被保険者がカード会社を通じて航空便の予約を行い、その料金をエポスプラチナカードで支払った場合
- 宿泊を伴う募集型企画旅行に参加中で、被保険者がその料金をエポスプラチナカードで支払った場合。ただし、海外旅行の旅行期間中に利用する日本国内の航空便に関わる遅延等については、海外旅行として取扱い補償するため、重複して保険金が支払われることはありません。

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険・傷害保険それぞれの普通保険約款および特約等に基づきます。

■保険金をお支払いできない主な事故

①傷害事故(海外・国内共通)

次のいずれかによるケガについては保険金をお支払いできません。

- 被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失
 - 被保険者の闘争行為・自殺行為・犯罪行為
 - 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
 - 放射線照射・放射能汚染・原子核反応
 - 被保険者の無資格・酒気帯び・麻薬等使用中の運転
 - 原因のいかんを問わず医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛等
 - 山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます)、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動を行っている間のケガ
 - 被保険者による自動車、原動機付自転車、モーターボート等の競技・練習・試運転中の事故
 - 職務以外で航空機(グライダー・飛行船を除く)を被保険者が操縦している間の事故
 - 被保険者の妊娠、出産、流産、保険金を支払うべき傷害以外の外科的手術その他の医療処置
 - 被保険者に対する刑の執行
 - 被保険者の脳疾患、病気、心神喪失 など
 - 公共交通乗用具搭乗中の傷害事故は、公共交通乗用具に乘客として搭乗中の事故に限られますので、電車等の公共交通乗用具から降車した後の事故は補償されません。(国内旅行のみ)
- ※「航空機搭乗者に限り入場が許される飛行場敷地内にいる間」は補償されます。(施設管理者の事故証明書が必要)ただし、カード決済路線航空機の乘客として飛行場施設内にいる間に限ります。
- 募集型企画旅行(宿泊を伴うもの)に参加中の傷害事故は募集型企画旅行として集合から解散までの旅行参加中の事故に限られますので、募集型企画旅行業者があらかじめ手配し提供される乗車券等以外で集合場所へ向かう途中の事故や解散後の事故は補償されません。(国内旅行のみ) など
- ※既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

②疾病治療費用(海外のみ)

次のいずれかによる疾病については保険金をお支払いできません。

- 被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失による病気
 - 被保険者の闘争行為・自殺行為または犯罪行為
 - 戦争・外国の武力行使、革命、内乱等の事変、放射線照射、放射能汚染・原子核反応
 - 原因のいかんを問わず医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛等
 - 旅行期間開始前から発病していた病気、旅行期間終了後72時間(感染症は30日)経過後に発病した病気
 - 被保険者の妊娠・出産・早産・流産およびこれらに起因する病気
 - 歯科疾病
 - ピッケル、アイゼン等登山用具を使う山岳登山中の高山病 など
- ★既往の身体の障害や病気の影響により、または当該病気と関係なく事後に発生した傷害や病気の影響により、当該病気が重大となったときは、その影響がなかった場合に相当する部分についてのみ保険金をお支払いします。

③個人賠償責任危険(海外のみ)

次のいずれかによる損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 被保険者の故意による賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変による賠償責任
- 汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償額に対する賠償責任
- 被保険者の親族に対する賠償責任
- 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任(仕事上の賠償責任)

- 航空機、船舶、車両、銃器(ヨット、水上オートバイ、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービルを除く)の所有、使用、管理に起因する賠償責任 など
- 預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。
 - イ)ホテルの客室および客室内の動産(セイフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。)
 - ロ)ホームステイ先の部屋および部屋内の動産
 - ハ)レンタル業者から貸借した旅行用品または生活用品 など

④携行品損害(海外のみ)

次のいずれかによる損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 被保険者・保険金受取人の故意または重大な過失
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- 放射線照射、放射能汚染・原子核反応
- 被保険者の無資格・酒気帯び・麻薬等使用中の運転
- 携行品の欠陥または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- 被保険者による携行品の置き忘れまたは紛失
- 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- 山岳登山、ハンググライダー等の危険な運動に用いる用具の場合、これら危険な運動を行っている間に生じた損害
- 現金、小切手、株券、手形、預金証書、免許証(*)、定期券、クレジットカード、入歯、コンタクトレンズ、帳簿、図案、各種書類、動植物、自動車、オートバイ、船、居住施設内にあるもの。
(*)自動車、原動機付自転車の運転免許証については再発給手数料をお支払いします。
- ウィンドサーフィン、スキューバダイビング、サーフィン等に準ずる運動を行うための用具の損害
- 国または公共団体の公権力の行使(空港などの安全確認検査でのスーツケースなどの破壊は除きます。)
- 携行していない場合(配送中の事故など)はお支払いの対象となりません。
- 保険の目的である液体の流出 など

⑤救援者費用等(海外のみ)

次のいずれかによる損害に対しては保険金をお支払いできません。

- 被保険者・救援対象者・保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- 被保険者の闘争行為・自殺・犯罪行為による事故(ただし、自殺によって180日以内に死亡した場合を除く。)
- 被保険者の無資格・酒気帯び・麻薬等使用中の運転による事故
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- 放射線照射・放射能汚染・原子核反応による事故
- 原因のいかんを問わず医学的他覚所見のないむちうち症・腰痛等
- 被保険者がピッケル・アイゼン等登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、ウルトラライト機搭乗等の危険な運動を行っている間の事故(死亡した場合は除く)
- 被保険者が妊娠、出産、流産等で入院した場合(死亡した場合は除く) など

⑥遅延等費用特約(海外・国内共通)

次のいずれかによる損害については保険金をお支払いできません。

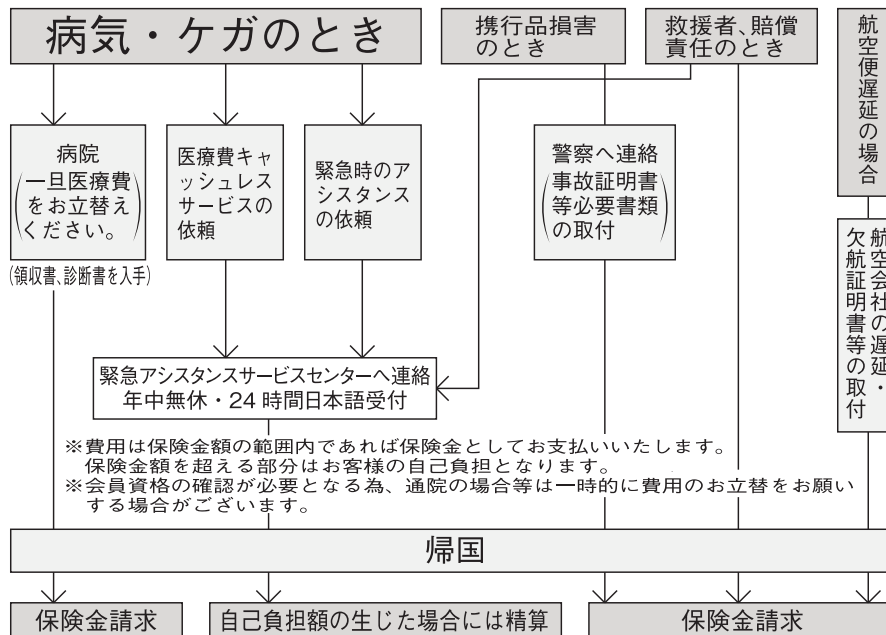
- 被保険者・保険金受取人の故意・重大な過失・法令違反による事故
- 地震・噴火またはこれらによる津波による事故
- 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
- 放射線照射、放射能汚染による事故 など

上記内容は概要を説明したもので、実際の保険金お支払いの可否は、海外旅行傷害保険・傷害保険それぞれの普通保険約款および特約等に基づきます。

2. アクシデントが発生した場合には

■海外旅行の場合

1. 保険金申請までの手順



※帰国後エポスカード旅行保険事故受付センター

0120-11-0101・無料(24時間年中無休)までご連絡ください。

※保険金請求の場合、事故日より30日以内にご連絡ください。

2. 保険金請求に必要な書類

保険金種類		死亡 保険金	後遺 障害 保険金	治療 費用 保険金	救援者 費用等 保険金	携行品 損害 保険金	危険 賠償 責任 保険金	個人 賠償 責任 保険金	費用等 保険金	航空機 遅延 保険金
保険金請求書類										
現地で ご手配 いただく 書類	医師の診断書	○		◎			◎(注)			
	治療費の明細書・領収書	○		◎			◎(注)			
	死亡診断書	◎								
	事故証明書	◎	○	○	○	◎	○	○		
	支出を証明する書類				◎				◎	
	示談書						◎			
	示談金領収書						◎			
	損害額(修理費など)を立証する書類						◎			
国内で ご手配 いただく 書類	遅延を証明する書類								◎	
	損害品明細書					◎				
	損害額を証明する書類					◎				
	除籍謄本	◎								
	委任状・戸籍謄本	◎								
	後遺障害診断書		◎							
	保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	eticketの控え(出入国日が確認できる書類)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
その他の書類 必要場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。		○	○	○	○	○	○	○	○	

※◎印は原則として必要な書類。○印は場合によっては必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。詳細は普通保険約款および各特約に定めております。

(注) 対人賠償の保険金請求に必要となります。

■国内旅行の場合

保険金請求に必要な書類

保険金請求書類 \ 保険金種類	入院・通院 保険金	後遺障害 保険金	死亡 保険金	航空便遅延等 保険金
保 険 金 請 求 書	○	○	○	○
診 療 状 況 申 告 書	○		○	
同 意 書	○	○	○	
診 断 書	○			
後 遺 障 害 診 断 書		○		
事 故 証 明 書	○	○	○	○
支 出 を 証 明 す る 書 類				○
遅 延 を 証 明 す る 書 類				○
死亡診断書または死体検案書			○	
除籍謄本・相続権者の戸籍謄本			○	
委 任 状	○	○	○	○
念 書			○	
印 鑑 証 明 書	○	○	○	
カードの利用を証明する書類				○

※○印は原則として必要な書類。○印は場合によって必要となる書類です。その他、事故内容により別途書類の提出をお願いするケースがあります。詳細は海外旅行傷害保険普通約款および各特約に定めております。

※保険金のご請求が10万円以下のときは、「診療状況申告書」に記入していただくことで、診断書の取付を省略できます。

万一事故にあわれた場合のご連絡先・カード付帯保険についてのお問合わせ

エポスカード旅行保険事故受付センター

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

■国内から(受付時間／日本時間 24時間年中無休)

0120-11-0101 (無料)

■海外から(受付時間 24時間年中無休)

国識別番号 地域番号 地域内番号
81 - 18 - 803-0250
(018 - 803 - 0250)

(オペレーターを通して、コレクトコールをお申し込みください。)

3. 日本語緊急援助サービスについて

アシスタンスサービス

1. 損害保険ジャパンの緊急アシスタンスサービス 〈年中無休・24 時間・日本語受付・無料〉

海外旅行中に不慮のケガや病気に見舞われ、医療施設への緊急移送の必要がある場合など、緊急のアシスタンスサービスが必要な場合には、ご滞在地に応じ、お電話ください。なお、サービス対象地域は日本国外です。

本会員以外の方は、原則アシスタンスサービスはご利用できません。

2. サービスの内容

(1) ケガや病気の場合の緊急アシスタンス

医師・医療施設の紹介・案内、医療費キャッシュレスサービス、患者の医療施設への移送、患者の本国への移送、現地での医師の往診手配、医薬品類の緊急手配、通訳の紹介・手配

(2) ケガや病気により亡くなられた場合の緊急アシスタンス

現地でのご遺体の火葬、ご遺体の本国への移送

(3) その他のアシスタンス

救援者の渡航・宿泊手配、遭難された場合の捜索・救助

(4) 法律上のアシスタンス

弁護士の情報提供 など

(注) 本サービスのご利用は、事前のご連絡が必要です。また、サービス内容は予告なく変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

3. サービスの費用について

(1) アシスタンスサービスの費用は、原則としてエポスプラチナカード海外旅行傷害保険で補償される金額までは保険金として精算いたしますので、会員の皆様の自己負担はありません。

(2) サービスの費用が保険金額を超えたとき、又は費用の一部が保険の対象とならないときは、会員の皆様に保険金として精算できない費用及びその費用に対するアシスタンス会社の手数料を自己負担していただきます。

(3) 会員資格の確認が必要となる為、通院の場合等は一時的に費用のお立替をお願いする場合がございます。

4. ご連絡先

お客さまのご滞在地域により、次ページの電話番号におかけください。通話料無料でおかけになれます。(★はコレクトコールでおかけください。)

＜エポスカード旅行保険事故受付センターご連絡先＞

日本国内の事故受付センターに繋がります。

ご連絡の際は、カードをお手元にご用意下さい。

★万一お電話が繋がらない場合には「無料電話がご利用いただけない場合」の番号へコレクトコールでおかけください。

お客さまの滞在地		電話番号(無料電話)
北米 ハワイ 中南米	アメリカ本土・アラスカ・カナダ・ハワイ	1800-233-2203
	メキシコ	800-099-0667
	ブラジル	0800-891-6640
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	アメリカ・カナダ国内から	(1) 804-673-1144(有料電話)
	上記以外の国・地域から	(1) 804-822-3747(有料電話)
中国	中国(香港・マカオを除く)	800-810-9784
	香港	800-968-845
	マカオ	080-0382
	無料電話がご利用になれない場合	
	中国大陸から	010-8592-7117(有料電話)
	香港・マカオから	(86) 10-8592-7100(有料電話)
アジア グアム サイパン オセアニア	韓国	080-880-2107
	台湾	00801-49-1352
	タイ	1800-600-234
	マレーシア	1-800-81-0877
	インドネシア	0800-150-3199
	グアム・サイパン	1877-232-0747
	オーストラリア	1800-196-787
	ニュージーランド	0800-449-345
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	タイ国内から	02-204-4510(有料電話)
	シンガポール国内から	3165-5670(有料電話)
	上記以外の国・地域から	(66) 2-204-4510(有料電話)または (65) 3165-5670(有料電話)
ヨーロッパ アフリカ 中近東 ロシア	アイルランド	1800-992-552
	イギリス	0800-068-3724
	イタリア	800-986-331
	オーストリア	0800-006-644

お客さまの滞在地		電話番号(無料電話)
ヨーロッパ アフリカ 中近東 ロシア	オランダ	0800-020-1307
	ギリシャ	800-848-1047
	スイス	0800-561-188
	スウェーデン	0200-88-39-01
	スペイン	800-810-088
	チェコ	800-143-497
	デンマーク	80-70-54-37
	ドイツ	0800-182-9017
	トルコ	0800-621-2508
	ハンガリー	06-800-188-92
	フィンランド	0800-772248
	フランス	0800-90-84-60
	ベルギー	0800-77630
	ポーランド	800-707-057
	ポルトガル	800-855-769
	南アフリカ	080-098-9000
	アラブ首長国連邦	800-032-0470
	無料電話がご利用になれない場合や上記以外の国・地域から	
	イギリス国内から	020-88089-4815(有料電話)
	イギリス国外から	(44) 20-8089-4815(有料電話)

上記番号で連絡が取れない場合や連絡先がわからない場合	
海外から	(81) 3-3811-8127(有料電話)
日本国内から	03-3811-8127-(有料電話)

ご連絡の際には、おなまえ、カード番号をおうかがいします。お手元にエポスカードをご用意ください。
保険金請求の場合、事故発生日から30日以内にご連絡ください。

(注) 海外から携帯電話で電話する場合は、一般的は最初にプラス記号「+」を入力してください。

(例) +81-50-3820-1301または滞在国の国際識別番号を追加ください。

(例) アメリカの場合、011-81-50-3820-1301

※ご契約の携帯電話会社へ海外から日本への電話のかけ方をご確認ください。

日本国外の固定電話から電話する場合は、滞在国の国際識別番号を追加ください。

(例) アメリカの場合、011-81-50-3820-1301

※掲載内容は2025年1月現在のものです。

※外国側事情により、番号が変更されることがあります。

※ホテル客室からご利用の場合は、手数料などがかかる場合があります。国や地域によっては、
公衆電話やホテル客室、携帯電話からご利用いただけない場合があります。携帯電話からご
利用の場合は、現地携帯電話会社の国内料金がかかる場合がありますのでご了承ください。

※ 海外からのモバイル(携帯電話)によるワールドフリーフォンの接続可否は、海外事業者側の
接続要件やご利用環境により異なります。モバイル(携帯電話)からの接続につきましては、
弊社では保証できかねますため、あらかじめご了承ください。

メ 毛

[illegible]

お問い合わせおよび事故の際のご連絡先

下記保険についてのお問合せおよび、
万一事故にあわれた場合のご連絡先

海外旅行傷害保険

国内旅行傷害保険

海外旅行・国内旅行・家族特約

遅延等費用特約

エポスカード旅行保険事故受付センター

■国内から

(受付時間／日本時間 24時間年中無休)

0120-11-0101 (無料)

■海外から

(受付時間 24時間年中無休)

国識別番号

地域番号

地域内番号

81 — 18 — 803-0250

(018 — 803 — 0250)

(オペレーターを通して、コレクトコールをお申し込みください。)

※ご連絡の際は、カードをお手元にご用意ください。

本保険サービスのご案内は、お持ちのカードに付帯させていただいている保険サービスの概要についてご説明させていただいたものです。実際の保険金お支払いの可否等は、普通保険約款および特約等に基づきます。なお、保険サービスの内容は予告なく変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店

株式会社エポスカード 〒164-8701 東京都中野区中野4-3-2